

令和 8 年度大台町一般廃棄物処理計画(年度計画)

大台町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条に基づき、令和 8 年度大台町一般廃棄物処理計画(実施計画)を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

大台町長 上瀬 裕美

I 令和 8 年度大台町一般廃棄物処理計画(ごみ処理年度計画)

1. 大台町の概要(令和 8 年 3 月 31 日現在)

計 画 人 口	7,957 人
計画世帯数	3,989 世帯
計画区域内の面積	362.86 km ²

2. ごみ処理施設等

施設名	所在地	処理方法	処理能力	稼働開始年月日
香肌奥伊勢資源 化プラザ	多気郡多気町 丹生 4290	可燃物：民間へ処 理を委託する	民間焼却施設： 604 t / 日	令和元年 7 月 29 日 (委託開始年月日)
		資源物：資源化	廃棄物再生利 用 施設(リサイクル プラザ)： 13 t / 日	平成 13 年 4 月 1 日
香肌奥伊勢 エコ・ランド	度会郡大紀町 大内山 2571-6	処理残渣：埋立	3,472 m ²	平成 18 年 4 月 1 日
本田木屋粗大 ごみ集積場	多気郡大台町 本田木屋 10-2	ストックヤード	1,007 m ²	平成 7 年 4 月 1 日

※香肌奥伊勢資源化プラザ(以下「資源化プラザ」)及び香肌奥伊勢エコ・ランド(以下「エコ・ランド」)の運営は、多気郡多気町、多気郡大台町、度会郡大紀町で共同設置する香肌奥伊勢資源化広域連合が行い、一般廃棄物の処理及び収集を実施する。

資源化プラザで中間処理を行い、その工程で発生する処理残渣をエコ・ランドにおいて埋立処分を行う。また、当町は本田木屋粗大ごみ集積場(以下「粗大ごみ集積場」)を運営しており、こちらでは一般家庭から出される粗大ごみを集積、分別して再資源化を図っている。

3. 分別収集するごみの種類及び区分並びに処理方法

種類	分別区分		処理方法
紙類、布類、プラスチック類、皮革類、生ごみ、草木等の可燃類全般	可燃ごみ		民間へ処理を委託し、焼却
缶類及びビン類に属さない不燃物全般(指定ごみ袋に入るもの)	資源ごみ	不燃物	破碎、選別 (選別後の可燃物は焼却委託)
飲料の缶、食品の缶づめ、菓子缶、オイルの缶、塗料の缶等		缶 類	選別、圧縮
飲料用のビン、食品のビン、酒のビン、食用油のビン等		ビン類	選別(透明・茶・その他)
「プラ」マークの入った容器包装プラスチック		プラ類	圧縮、梱包
P E Tマークの入ったボトル		ペットボトル	圧縮
乾電池、ボタン電池、携帯電話のバッテリー等	有害ごみ	電池	選別
蛍光灯、水銀ランプ等		蛍光灯	選別
殺虫剤の缶、カセットボンベ等の缶等		スプレー缶	選別
ライター、点火棒等		ライター類	選別
家具、布団、自転車、大型家電製品等(指定ごみ袋に入らないもの)、古紙	粗大ごみ		破碎、選別 (選別後の可燃物は焼却委託)

4. 中間処理後のリサイクルについて

分別区分		処理方法	リサイクル方法
可燃ごみ		焼却	民間へ処理を委託
資源ごみ	不燃物	破碎、選別	鉄、アルミ、銅、廃家電に選別し、有価物として指名事業者に売却するが、廃家電は国の小型家電処理認定事業所に処理委託(逆有償)
	缶類	選別、圧縮	スチール缶とアルミ缶を有価物として指名事業者に売却
	ビン類	選別(透明・茶・その他)	(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて処理委託(逆有償)
	プラ類	圧縮、梱包	(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて処理委託(逆有償)
	ペットボトル	圧縮	有価物として指名事業者に売却

分別区分		処理方法	リサイクル方法
有害ごみ	電池	選別	指名事業者に処理委託(逆有償)
	蛍光灯	選別	指名事業者に処理委託(逆有償)
	スプレー缶	選別	指名事業者に処理委託(逆有償)
	ライター類	選別	指名事業者に処理委託(逆有償)
粗大ごみ		破碎、選別	鉄、アルミ、銅、廃家電に選別し、有価物として指名事業者に売却するが、廃家電は国の小型家電処理認定事業所に処理委託(逆有償)

5. ごみの収集回数及び方法

(1) 家庭系ごみ

①収集回数

種別	収集回数	収集車両	指定ごみ袋等	処理手数料
可燃ごみ	週 2 回	パッカー車	450 (大) と 200 (小) (紫の文字)	無料
不燃類	月 1 回	ダンプ車	指定袋なし (450 までの透明または半透明の袋)	無料
缶類	月 1 回	ダンプ車		無料
ビン類	月 1 回	ダンプ車		無料
プラ類	週 1 回	パッカー車		無料
ペットボトル	月 1 回	パッカー車 (一部ダンプ車)	指定袋なし	無料
有害ごみ	月 1 回	ダンプ車 (一部パッカー車)		無料
粗大ごみ	直接搬入	指定なし	資源化プラザ： 原則平日に受入対応	10 kgにつき 150 円
			粗大ごみ集積場：奇数月のいずれかの日曜日に受入実施	無料

※粗大ごみ以外は、ステーション方式で収集を行う。

②一時多量の家庭系ごみ

I 遺品整理・引越等において一時的に多量に出る家庭ごみにおいては、直接資源化プラザへ搬入するか下記の許可事業者に委託し資源化プラザへ搬入する。搬入に係る処理手数料は 10 kgにつき 150 円。

II 許可業者

- ・ (株) エム・シー・エス・エムテック (株) ・小藤みどり・KTS (株)
- ・ (株) クリーンハート・ (株) kousui ・有限会社逸光電気・社会福祉法人伊勢亀鈴会
- ・ LIFEWORK ・大森 明子・AKIRA工業・合同会社くりあすとリーむ

・株式会社田端興業・村田興業株式会社・株式会社伊藤建設

(2) 事業系ごみ

- ① 事業系ごみについては、事業者自らが直接資源化プラザに搬入するか、事業者が下記の許可事業者に収集運搬を委託し資源化プラザへ搬入する。搬入に係る処理手数料は 10 kgにつき 150 円。粗大ごみ及び産業廃棄物に該当するものは取扱いしない。

② 許可業者

- ・NHS（ハイウェイサービス）名古屋・丸ノ内ビル管理（株）・久保紙業（株）
- ・（株）エム・シー・エス・（株）司・（株）尾鷲環境開発・エムテック（株）
- ・（有）クリーンサービス浜口・小藤みどり・大達建設（株）・社会福祉法人伊勢亀鈴会・自然応用科学（株）・山二建設（株）・（株）飯高バイオマスセンター
- ・（株）羽根工業・（株）伊藤建設

6. 一般廃棄物(ごみ)の排出量の見込み

(単位：t)

種別 発生源	可燃 ごみ	不 燃 類	缶 類	ビ ン 類	プ ラ 類	ペ ット ボ トル	電 池	蛍 光 灯	ス プ レー 缶	ラ イ ター 類	粗 大 ご み	合 計
家庭系	1,497	60	9	43	62	20	4	1	2	1	112	1,810
事業系	536	0	0	0	0	9	0		0	0	1	546
合 計	2,033	60	9	43	62	29	4	1	2	1	113	2,356

7. 資源化プラザの一般廃棄物(ごみ)の処理量の見込み

(単位：t)

種別 発生源	可燃 ごみ	不 燃 類	缶 類	ビ ン 類	プ ラ 類	ペ ット ボ トル	電 池	蛍 光 灯	ス プ レー 缶	ラ イ ター 類	粗 大 ご み	合 計
資源化 プラザ	2,033	60	9	43	61	29	4	1	2	1	113	2,356

8. ごみの排出抑制について

- ① 可燃ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化を推進するためにコンポスト等の購入に 対し補助金を交付し、生ごみの減量化を推進する。

また、資源回収として紙類と一部金属類を各地区に設置してある資源ごみ回収ステーションの活用を啓発し、資源回収をする団体の活動に係る奨励金の交付を行っている。町設置の粗大ごみ集積場においては、布類、金属類等を回収し、資源化プラザへのごみの 排出量を抑制している。

② 資源回収の見込

(単位：t)

発生源 \ 種別	段ボール	雑誌類	新聞	金属類	布類	チラシ	その他紙類	合計
粗大ごみ集積所				4	2			6
資源ごみ回収ステーション	38	38	26	1	0	8	3	114
集団回収	22	23	17	2	0	0	1	65
合 計	60	61	43	7	2	8	4	185

共同設置について検討します。

Ⅱ 令和8年度大台町一般廃棄物処理計画(生活排水処理年度計画)

1. 大台町の概要(令和8年3月31日現在)

計画収集人口および世帯数		8,129 人	4,012 世帯
水洗化	合併処理浄化槽人口	4,503 人	
	公共下水道人口	1,239 人	
	単独浄化槽人口	1,450 人	
非水洗化人口		937 人	
区域の面積		(大台町全域)	362.86 km ²

2. 生活排水処理の計画処理区域

施設の種別	計画処理区域
公共下水道 (特定環境保全)	下真手、上真手、本田木屋、小切畑、江馬、泉、清水、菌、茂原、天ヶ瀬の一部
合併処理浄化槽 (町管理型)	上記以外の地域

3. し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集量の見込み(単位：kl/年)

処理 \ 種類	し尿	浄化槽汚泥	合計
収集量	789	6,233	7,022

下水道汚泥の処理量

(単位：t)

処理 \ 種類	下水道処理量	合計
下水道汚泥	65.2	65.2

4. し尿及び浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬

本町のし尿及び浄化槽の汚泥の収集運搬区域は、本町全域とし地域別に2社の許可事業者により行います。

許可事業者	許可の区分	地域
(有)大光クリーン	し尿、浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び 浄化槽清掃業	大台地域
(有)モリ環境サービス	し尿、浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び 浄化槽清掃業	宮川地域

5. し尿、浄化槽汚泥及び下水道汚水等の中間処理、処分について

- ① し尿及び浄化槽汚泥は、奥伊勢広域行政組合が管理・運営する奥伊勢クリーンセンターで処理を行います。処理過程で発生するし渣、汚泥は施設内で焼却し、焼却処理した後の灰については民間施設に搬入しセメントの原料として資源化しています。

施設名称	奥伊勢広域行政組合(奥伊勢クリーンセンター)
所在地	多気郡大台町菅合 1621 番地 3
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
処理方法	浄化槽汚泥対応型/膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	40 kℓ/日
使用開始年	平成 18 年 3 月
構成市町村名	度会郡大紀町、多気郡大台町

- ② 公共下水道は下水処理施設クリーンピア宮川にて処理を行います。その処理過程で発生する汚泥は、産業廃棄物として許可事業者が民間処理施設へ搬入し焼却処理した後、資源化しております。

施設名称	クリーンピア宮川
所在地	多気郡大台町下真手 17 番地 4
処理対象物	汚水処理：オキシデーションデイチ法+ろ過 汚泥処理：脱水→搬出
処理方法	分流式
処理能力	日最大 1,340 m ³ /日
使用開始年	平成 16 年 4 月

6. 生活排水処理対策の推進

- (1) 下水道処理区域においては、下水道への接続を推進します。
- (2) 合併処理浄化槽区域においては、単独浄化槽や汲取り式便槽を使用している家庭 については、合併処理浄化槽の転換を推進します。

- (3) 合併処理浄化槽区域において個人所有型の合併処理浄化槽を使用している家庭には、寄付採納を推進し町管理型への移行を図ります。
- (4) 住宅密集地区など、個々の合併処理浄化槽の設置が困難なところでは、浄化槽の共同設置について検討します。